

特定帰還居住区域の被災家屋等の解体申請 に関するお知らせ

環境省では、双葉町における特定帰還居住区域内の東日本大震災及び長期避難に伴い荒廃した家屋等の解体を行っています。解体をご希望される方は、次ページに示す解体申請受付窓口にご相談のうえ、申請をお願いします。

対象家屋（次の1、2、3に該当する家屋が対象となります。）

1. 対象範囲（下図参照）

- 令和6年4月23日に計画変更の認定（令和5年9月29日当初認定）がされた**特定帰還居住区域（鴻草、渋川、長塚、寺沢、松倉、上羽鳥、下羽鳥、目迫、水沢、前田、新山、細谷、山田、松迫、石熊の各一部）**に位置する家屋等
- 所有建物の住所が区域範囲内か確認したい方は、次ページに示す解体申請受付窓口にご確認ください。

※特定復興再生拠点区域の解体申請は令和5年8月31日をもって締め切りました。

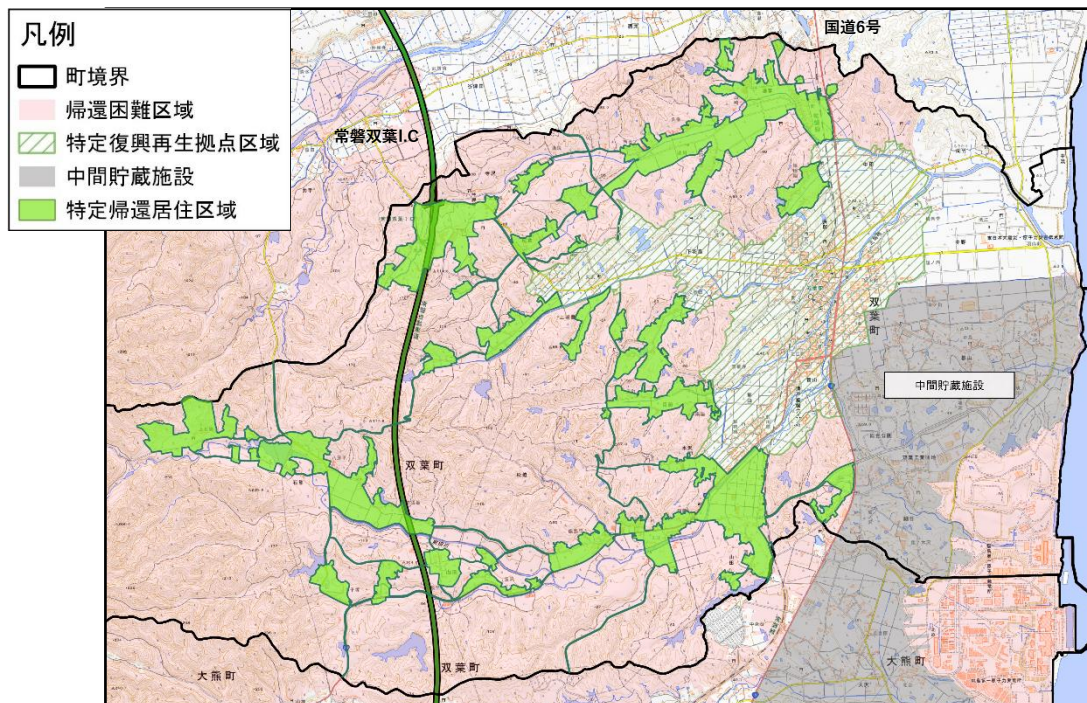
2. 対象家屋等

- 東日本大震災及び長期避難に伴い荒廃した住家、倉庫、物置、納屋、畜舎、農業ハウス、事務所、店舗 等
- ※法人所有の家屋等については中小企業基本法第2条に定める中小企業が所有する物に限ります。

3. り災証明

- 双葉町で交付する「り災証明書」において「**半壊**」以上の判定であること。（り災証明書の申請については、双葉町戸籍税務課（0246-84-5200）までお問い合わせください。）

※解体のご意向がある場合は、建物の除染は行わないで下さい。
環境省が除染した建物は環境省の解体の対象にはなりません。



(裏面につづく)

解体申請方法

- 解体申請書は解体申請受付窓口に提出してください。解体申請書の様式は解体申請受付窓口にあります。
- 解体申請に関する質問等も解体申請受付窓口にお問い合わせください。
- 解体申請に必要な書類をそろえるのに時間を要する場合があります。**解体の意向がある方は、解体申請受付窓口にも早めにご相談ください。**
- 家屋が相続されていない等、建物の権利関係で解体申請を悩まれている方も、解体申請ができる場合がありますので、解体申請受付窓口にご相談下さい。**
- 解体申請受付窓口への来訪が難しい場合は、**郵送等でも解体申請書を受け付けます。**

解体申請受付窓口

高島テクノロジーセンター（環境省業務受託業者）

いわき市東田町2丁目19-3 トークビル1-A号棟（双葉町役場いわき支所の隣）

☎0120-773-275

受付時間 月曜日～金曜日（年末年始、土日祝日を除く）午前8時30分～午後5時15分

解体申請に必要な書類

- ① 身分証明書の写し（運転免許証等）
 - ② 固定資産課税台帳記載事項証明書※
 - ③ 建物の「り災証明書」写し※
 - ④ 解体申請を行う家屋等の外観が確認できる写真
 - ⑤ 印鑑
 - ⑥ 他の権利者の同意書 等
- ※②及び③については双葉町戸籍税務課（0246-84-5200）までお問い合わせください。

解体申請に関する注意点

- 1) 原則、**対象となる家屋等の所有者（東日本大震災時の所有者）**が申請するようお願いいたします。
- 2) 代理人による申請の場合は、家屋等の所有者との関係を確認させていただきます。
- 3) **除染を実施した家屋等は原則、解体申請の対象になりません。**
- 4) 解体希望の家屋等の中に、東京電力ホールディングス株式会社の賠償手続きがお済みでないものがある場合は、事前に東京電力ホールディングス株式会社にご相談されることをおすすめします。
- 5) 家屋等が相続されていない場合、家屋等を共有されている場合、家屋等の敷地を借りている場合、家屋等に抵当権が設定されている場合、賃貸住宅の場合等、解体申請を行うときに、**他の権利者の同意が必要になる場合があります。建物の権利の関係で解体申請を悩まれている方も解体申請受付窓口にご相談下さい。**

【環境省担当】

福島地方環境事務所 県中・県南支所富岡分室 0240-23-7780

環境再生課

024-573-7330（代表）

